



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第56号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|----------------------|---------------------|---|
| 県有自動車管理規則の一部を改正する規則 | （会 計 課） | 2 |
| 島根県物品等調達規則の一部を改正する規則 | （ ” ） | 2 |
| 島根県会計規則の一部を改正する規則 | （ ” ） | 3 |

【訓 令】

| | | |
|------------------|---------|---|
| 島根県会計事務決裁規程の一部改正 | （会 計 課） | 4 |
|------------------|---------|---|

公布された条例等のあらまし◇**県有自動車管理規則の一部を改正する規則**（規則第27号）

- 1 規則の概要
組織の改編に伴う規定の整理（第2条関係）
- 2 施行期日
平成22年4月1日から施行することとした。

◇**島根県物品等調達規則の一部を改正する規則**（規則第28号）

- 1 規則の概要
 - (1) 指定物品の定義を定めることとした。（第2条関係）
 - (2) 指定物品の購入価格の決定等は、会計課長が行うこととした。（第20条―第22条関係）
 - (3) その他規定の整備
- 2 施行期日
平成22年4月1日から施行することとした。

◇**島根県会計規則の一部を改正する規則**（規則第29号）

- 1 規則の概要
 - (1) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年3.3パーセントに改めることとした。（第71条関係）
 - (2) 組織改正に伴う規定の整理（第2条・第11条―第14条・第128条・別表第1関係）
 - (3) その他規定の整理
- 2 施行期日
平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、水産技術センター栽培漁業部」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則

島根県物品等調達規則（平成13年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電子計算機」の次に「、指定物品」を加える。

第2条第8号中「第8条、第11条及び第14条」を「第3条、第8条、第11条、第14条、第17条及び第23条」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定物品 第8号に規定する本庁等（警察本部を除く。第21条において同じ。）において使用する物品（前各号に掲げるもの及び会計課長が別に定めるものを除く。）で、会計課長が購入価格及び購入先を決定するものをいう。

第11条の見出し中「決定等」を「決定」に改める。

第17条の見出し中「購入価格」を「購入単価」に改め、同条中「又は知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第5号」を「、知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第5号又は知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則第5号」に改め、「行為又は教育委員会教育長」の次に「若しくは警察本部長」を加え、「購入価格」を「購入単価」に、「部局の長又は教育委員会教育長」を「部局の長、教育委員会教育長又は警察本部長」に改める。

第18条の見出し中「購入価格」を「購入単価」に改める。

第21条中「電子計算機」の次に「、指定物品」を加え、同条を第24条とする。

第8章を第9章とする。

第20条を第23条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 指定物品

（指定物品の購入価格及び購入先の決定に係る行為）

第20条 知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第5号の規定により教育委員会教育長に委任された権限のうち、指定物品の購入価格及び購入先の決定に係る行為については、会計課長が行った当該行為は、教育委員会教育長が行ったものとみなす。

（指定物品の購入価格及び購入先の依頼及び決定）

第21条 指定物品を調達しようとする本庁等の長は、別に定める依頼書を会計課長に送付して指定物品の購入価格及び購入先の決定を依頼しなければならない。

2 会計課長は、前項の依頼を受けたときは、当該指定物品について購入価格及び購入先を決定し、依頼をした本庁等の長に通知しなければならない。

（指定物品の購入）

第22条 指定物品の購入方法については、会計課長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第29号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、水産技術センター栽培漁業部」を削る。

第11条から第14条までの規定中「審査課」を「審査指導課」に改める。

第48条第2項中第19号を第20号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

14) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく職員に対して支給する子ども手当

第71条第1項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

第128条第1項中「審査課」を「審査指導課」に改める。

「松江教育事務所

別表第1 東部県民センターの項中 生涯学習推進センター を「松江教育事務所」に改める。

西部生涯学習推進センター」

「島根県内の各農業協同組合 信用組合広島商銀

様式第8号その1の裏面中 JFしまね漁業協同組合 中国労働金庫 を
ゆうちょ銀行（郵便局） 」

「島根県内の各農業協同組合 中国労働金庫
JFしまね漁業協同組合 ゆうちょ銀行（郵便局）」に改める。

様式第8号その4中「島根県信用漁業協同組合連合会」を「JFしまね漁業協同組合」に改める。

「島根県内の各農業協同組合 信用組合広島商銀

様式第11号の裏面中 JFしまね漁業協同組合 中国労働金庫 を
ゆうちょ銀行（郵便局） 」

「島根県内の各農業協同組合 中国労働金庫
JFしまね漁業協同組合 ゆうちょ銀行（郵便局）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

訓 令

島根県訓令第1号

会計課

審査課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

受訓先中「審査課」を「審査指導課」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 室長 島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号。以下「組織規則」という。）第16条第1項に規定する課に置かれる室長をいう。

第8条中「右欄に掲げる者が」の次に「、当該各号に掲げる順序に従い、」を加え、同条の表出納局出納員の項中

「グループリーダーである出納局会計員」を
「1 室長が掌理する事務については当該室長である出納局会計員
2 グループリーダーである出納局会計員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計管理者決裁事項

| 事務の種類 | 会計管理者決裁事項 |
|----------------------|---|
| 1 支出に関する事務 | 1 1件5,000万円以上の補償、補填及び賠償金の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 2 1件2,000万円以上の需用費、委託料、公有財産購入費及び備品購入費の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 3 1件1億円以上の貸付金の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 4 1件2億円以上の工事請負費の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 5 前各号に掲げるもののほか、1件7,000万円以上の経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、旅費及び負担金、補助及び交付金を除く。）の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 |
| 2 現金の保管及び資金の運用に関する事務 | 金融機関への預託及びその解約並びに資金の運用を行うこと。 |
| 3 決算に関する事務 | 決算を調製し、証書類を知事に提出すること。 |
| 4 指定金融機関等に関する事務 | 指定金融機関等の検査を行うこと。 |
| 5 出納機関への協議に関する事務 | 1 収入又は支出の原因となる条例、規則その他の規程の制定又は改廃について協議を受けること（重要な事項に限る。）。 2 徴収又は収納及び支出の事務の委託について協議を受けること。 3 普通財産の売却（1件500万円以上の場合に限る。）について協議を受けること。 4 1件100万円以上の寄附金について協議を受けること。 5 1件500万円以上の使用料及び賃借料について協議を受けること。 6 1件2,000万円以上の需用費（単価契約によるものを除く。）、委託料（国及び地方公共団体へ委託するものを除く。）、備品購入費及び投資及び出資金について協議を受けること。 7 1件7,000万円以上の公有財産購入費について協議を受けること。 8 1件5億円以上の工事請負費について協議を受けること。 9 1件1億円以上の負担金、補助及び交付金及び単年度貸付金について協議を受けること。 10 賠償金について協議を受けること。 11 訴訟関係経費について協議を受けること。 |

別表第2中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

| | |
|------------|------------------------|
| 3 基金に関する事務 | 1件300万円未満の基金の払出しを行うこと。 |
|------------|------------------------|

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。